

ブラジル金融取引税の課税によるブラジル株式市場への影響について

大和証券投資信託委託株式会社

【金融取引税の課税に関する発表】

10月19日(現地)、ブラジルのマンテガ財務大臣は、外国人投資家による債券および株式投資にかかるブラジル現地への為替送金について、送金時のみ2%の金融取引税(以下、IOF税)を課税するとし、現地10月20日より実施すると発表しました。

| 対象取引 | 変更前税率 | 変更後 |
|-----------------------------|-------|-----|
| 株式およびデリバティブへの投資の送金にかかる為替取引 | 0% | 2% |
| 債券・確定収益デリバティブの投資の送金にかかる為替取引 | 0% | 2% |

なお、ブラジル国内で受け取った債券および株式の売却代金と、株式配当ならびに債券利金に係る為替取引については、従来どおり非課税となっています。

【ブラジルにおける関連税制の経緯】

< 金融取引暫定負担金(CPMF税) >

1997年1月、金融取引暫定負担金(通称小切手税、以下、CPMF税)を導入しました。

(1)CPMF税は金融取引の際に為替取引額(ブラジルへの送金および回金の両取引)について0.25%の税率を徴収する連邦税で、その後一時廃止されたこともありましたが、再導入や課税対象の変更などが実施され、2001年3月に0.38%に引き上げられました。

(2)CPMF税は暫定措置であったため、2007年12月に期間延長に関する法案がブラジル上院議会で否決されCPMF税は廃止されました。

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

< 金融取引税 (IOF税) >

(1)ブラジル政府は、2008年3月13日にブラジル・レアルの急伸を抑制するため、法令 (Decree6391) を公布し、外国人投資家がブラジル国債等の債券購入時に、ブラジル国内へ送金する為替取引について1.5%のIOF税の課税を発表しました。IOF税の導入においては、2007年末のCPMF税廃止による歳入不足を補う目的もありました。

(2)2008年10月23日に金融危機への対応として、(1)の為替取引に係るIOF税の税率を0%に引き下げました。

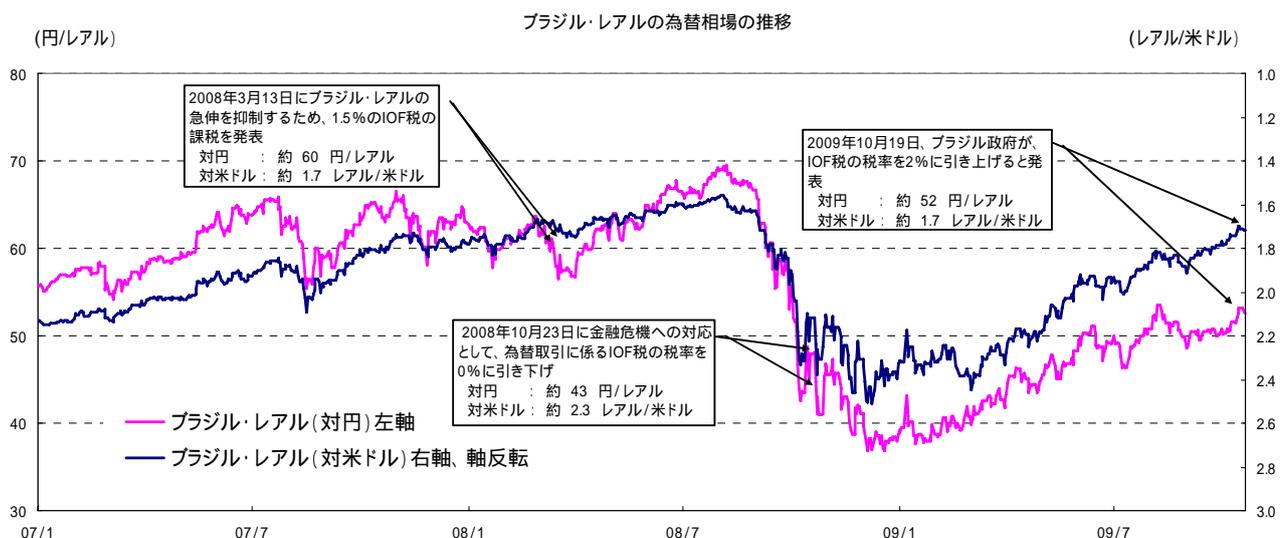
(3)2009年10月19日、ブラジル政府はブラジル・レアル高騰抑制策として、IOF税の税率を2%に引き上げるとともに、債券取引および株式取引に係る為替取引に対して課税する旨発表しました。(今回の措置)

[IOF税導入時の為替市場の反応]

2007年初以降のブラジル・レアルの為替相場とIOF税の導入・廃止をみると、2008年3月にIOF税が導入された後、一時的にブラジル・レアルは下落していますが、その後2008年夏にかけてさらに上昇していることがわかります。

しかし、2008年秋以降の世界的な金融危機からブラジル・レアルは大きく下落しました。ブラジル政府は、2008年10月にIOF税の税率を0%に引き下げましたが、金融危機の余韻はブラジル・レアルの為替を大きく揺り動かし、ボラティリティの大きな展開となりました。

その後、新興国を中心に景気回復期待が高まり、ブラジル・レアルの為替相場は戻り歩調となっています。今回の措置はこの過程で導入されたものですが、現在のブラジル・レアルの為替相場の水準は2008年3月のブラジル・レアルの対米ドル相場の水準である1.7に近づいていますが、対円相場では、当時の水準に達していないことがわかります。



出所:ブルームバーグ

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

【ブラジル株式市場の今後の見通し】

株式、債券購入のための為替取引に対し2%の課税が発表され10月20日から実施されます。今回の課税の主目的は 輸出業者への影響からレアル上昇を防ぐ、 短期の投機資金流入を回避することで、金融市場の下落を目的としているものではない、と考えています。

発表後、10月20日の株式市場はボベスパ指数は4.7%、レアルは2.65%下落しましたが、同日午後には落ち着きを取り戻し、マイナス幅を縮小しました。短期的には株式、債券への資金流入は減少すると思われませんが、長期では上昇基調が続くと予想しています。2008年3月の債券投資に対する課税時は短期的には影響があったものの、その後、外国人投資家からの投資には大きな影響はありませんでした。

今回のIOF課税導入により、短期的には、海外からの株式市場への投資資金が抑制され、相場が下がる可能性も考えられますが、中長期的にみれば、ブラジル経済の潜在成長性を反映した相場展開になると考えています。

ボベスパ指数



出所:ブルームバーグ

以上

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

販売会社についてのお問い合わせ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会